

生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、世田谷区立砧南中学校生徒会という。

第2条 本会は、本校全生徒をもって組織する。

第3条 本会は、全ての会員が、学校生活の充実と向上をはかるため、自主的に参加し、相互に努力し協力しあうことを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動をする。

1. 各種専門委員会の充実と向上
 - (1) 環境の整理と美化につとめること。
 - (2) 健康と安全の保持につとめること。
 - (3) 校内放送を正確かつ活発にすること。
 - (4) 体育的行事及び運動の安全と促進につとめること。
 - (5) 図書の充実と活用をすすめること。
 - (6) 学校給食を清潔かつ円滑に進めること。
2. 学級活動の充実と学校全体の向上
3. 諸行事への自主的参加の促進
4. その他、会員の福祉を目ざした自治活動の推進

第2章 役員会

第5条 本会は、次の役員をおき、役員会を構成し本校生徒会活動の推進をはかる。

1. 会長1名、役員5～7名。
2. 役員の任期は、10月より1年間とする。
3. 会長は、本会を代表し、会を運営する。
4. 役員会は、諸会議に必要な議案事項を事前に告示する。
5. 役員会は、会議で議決された事項を必ず会員に報告する。

第3章 議長団

第6条 本会は、次の議長団をおき、集会活動を円滑にすすめる。

1. 議長1名、副議長1名、書記1名
2. 議長団は原則として中央委員会で選出する。
3. 議長団は、総会及び委員長会議の進行を担当する。

第4章 生徒総会

第7条 生徒総会は本会最高の議決機関である。

1. 総会は全会員をもって構成する。
2. 開催は、次の場合に会長が招集する。
 - (1) 年1回の定例総会
 - (2) 全会員の1／3以上の要求があった場合
 - (3) 役員会が必要と認めた場合
 - (4) 学年協議会の要求があった場合

3. 会の成立は、全会員の2／3以上の出席を必要とする。
4. 議決は、出席者の過半数の賛成を得て成り立つ。
5. 会長1名、役員5～7名。
6. 役員の任期は、10月より1年間とする。
7. 会長は、本会を代表し、会を運営する。
8. 役員会は、諸会議に必要な議案事項を事前に告示する。
9. 役員会は、会議で議決された事項を必ず会員に報告する。

第5章 中央委員会

第8条 中央委員会は、生徒総会につぐ議決機関である。また、生徒総会の決定にもとづき、本会の活動を円滑に運営する最高の執行機関である。

1. この会は、生徒会役員、全学年の学級委員及び各委員会委員長をもって構成する。
2. 開催は議長がこれを招集する。
3. 会の成立は、委員の2／3以上の出席を必要とする。
4. 議決は、細則の改正をのぞいて出席者の過半数の賛成を得て成り立つ。

第6章 委員会

第9条 本会は、委員会として、次の各機関をおく。

1. 各種専門委員会
2. 学級委員会
3. 臨時委員会

第7章 選挙

第10条 本会の役員ならびに委員は選挙により選出される。

1. 役員会の構成員は、全校選挙により選出される。
2. 第9条に定められた委員会の委員は、各学級より選出される。

第8章 議事運営

第11条 各委員会での各委員の発言は保障され、何ごとによらず自由に発言することができる。

第12条 本会の全ての会議は公開とし、一般会員の自由な参観が認められる。ただし、発言権、議決権はない。

第9章 付 則

第13条 本会会則の執行、変更、細則については次に定める。

1. 本会の決議、執行は、全て職員会義の承認を経て、その効力を発する。
2. 会則の変更は、総会において過半数の賛成を必要とする。
3. 本会は、別に細則を定め、その改正は、学年協議会が行う。

第14条 本会会則は、昭和53年2月10日より施行される。

平成5年4月1日より一部改正施行する。

令和6年4月1日より一部改正施行する。